

障害認定基準における各等級の障害の状態(例)

【統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分（感情）障害】

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験が著明なため、<u>常時の援助が必要なもの</u></p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、<u>常時の援助が必要なもの</u></p>
2 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、<u>日常生活が著しい制限を受けるもの</u></p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、<u>日常生活が著しい制限を受けるもの</u></p>
3 級	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があり、<u>労働が制限を受けるもの</u></p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、その病状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返す、<u>労働が制限を受けるもの</u></p>

【知的障害】

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、 <u>日常生活が困難で常時援助を必要とするもの</u>
2 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、 <u>日常生活にあたって援助が必要なもの</u>
3 級	知的障害があり、 <u>労働が著しい制限を受けるもの</u>

【発達障害】

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動がみられるため、 <u>日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの</u>
2 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動がみられるため、 <u>日常生活への適応にあたって援助が必要なもの</u>
3 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が不十分で、かつ、社会行動に問題がみられるため、 <u>労働が著しい制限を受けるもの</u>